

不用品売却処分（自動車5台）仕様書

1 車両に関する事項

(1) 車両内訳

No.	自動車登録番号 又は車両番号	登録 年月日	車検期間 の満了日	自動車 の種別	車体の 形状	車名	車 両 総重量(kg)
1	秋田 480い6897	H18.5.29	R6.5.28	軽自動車	軽BOX	スズキ	1,100
2	秋田 480う9140	H19.6.15	R5.6.14	軽自動車	軽BOX	ダイハツ	1,400
3	秋田 480う9144	H19.6.15	R5.6.14	軽自動車	軽BOX	ダイハツ	1,400
4	秋田 400せ8478	H19.6.18	R5.6.17	小型	小型バン	日産	1,775
5	秋田 88す9086	H11.4.27	R5.6.12	普通	タンク車	トヨタ	4,680

(2) リサイクル料金 預託済み

(3) 保管場所

秋田市上下水道局（川尻みよし町14番8号）

2 車両の取扱い等について

- (1) 一時抹消登録済の上記5台の車両を解体し、永久抹消登録をすること。
- (2) 保管場所から搬出し、永久抹消登録までの手続およびその経費については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 永久抹消登録完了の証として、次の書類を上下水道局総務課管財係（以下「総務課」という。）へ提出すること。
 - ア 登録事項等証明書（普通）2台分
 - イ 検査記録事項等証明書（軽自動車）3台分
 - ウ 解体証明書5台分
 - エ 使用済自動車取引証明書5台分
- (4) 手続の際に、委任状等への押印が必要な場合は、随時申出ること（譲渡証明書は交付しない。）。

3 落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。

- (1) 契約締結後、総務課から送付される納入通知書により、代金を納期限までに納入し、領収証の写しを総務課へ提出すること。
- (2) 車両の解体のための搬出および各手続の日程等について、総務課に申合せること。
- (3) 車両の搬出については、令和5年8月16日（水）までに、総務課の指示のもと行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引渡すこととし、上下水道局は、契約不適合責任を負わない。
- (4) 車両を受け取った後、総務課へ受領書を提出すること。

4 自由参加型見積合わせ（オープンビッド）の実施に関する事項

(1) 案件名

契約番号R 5 第 1 号 不用品売却処分（自動車 5 台）

(2) 受付期間

令和 5 年 6 月 2 8 日（水）から同年 7 月 1 2 日（水）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

ただし、受付最終日の受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時まで

(3) 受付場所

秋田市上下水道局（秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号） 3 階 総務課管財係

(4) 注意事項

ア 見積書に、提出日、住所、秋田市物品登録業者番号、商号、代表者職氏名、発行責任者氏名、担当者氏名および連絡先を記入し封筒に入れて提出すること。

イ 見積金額は引渡し場所からの積込、運搬等に要する費用、スクラップ規格に切断する費用、付属品（5 台の車両が使用していた夏若しくは冬タイヤ等）の処分費用および解体に係る手数料等諸経費を相殺した金額とし、見積書に、各車両ごとの内訳金額と 5 台分の合計金額を記載し、提出すること（見積金額に消費税および地方消費税相当額は含まない。）。

ウ 見積金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

5 その他

(1) 添付資料

自動車検査証（写） 5 台分、自動車検査証返納証明書（写）および軽自動車検査証返納確認書（写） 3 台分、登録識別情報等通知書（写） 2 台分、預託証明書（写） 5 台分、車両写真 5 台分

(2) この契約について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ、決定する。

(3) 各手続および契約に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係 安田、佐々木

電話 0 1 8 - 8 2 3 - 8 4 3 4